

(1) 改定の目的・改定後の運用について	
1	今回示された告示は区画検証法の中で火災により生じた煙又はガスの高さに基づく検証方法(制令改定時にはより高度な検証方法と表現されていたもの)と解されるが、概要では区画部分からの避難に要する時間に基づく方法も今後告示が示される予定とある。区画検証法においてこの二つの方法を併存させる目的は何か。
2	現在ルートCにおける検証でルートBの方法が準用されるケースが多いが今回示された火災により生じた煙又はガスの高さに基づく検証方法についても業務方法書の改定などにより、ルートCにおいて準用されていくと考えてよいか。 その場合、従来のルートBと新たな検証方法では避難状況や煙性状の想定や検証に用いる計算式が異なるため、二つの検証法が混用されることのないようにして頂きたい。
(2) 改定の手続きについて	
1	この告示に示されるような詳細な検証の方法を提示する場合、検証の意図している大きな考え方を同時に示していただかないと改定の意図が確実に伝わらない。
2	改定の手続きにおいて、避難安全検証法を使って実務をしている技術者の声を反映することがさらに必要と考えられる。
3	概要を読むと従来の避難安全検証法も改定が行われるようであるが、その内容が先にあるいは同時に示されないと、避難安全検証法全体を俯瞰した意見が表明できない。
4	概要に示されている今回示されていない告示の新設、一部改訂についてのパブリックコメントの予定時期はいつか。
(3) 技術的な内容について	
1	下記のような従来の避難安全検証法で使われていない計算式等については、そこに至った経緯等を示していただきたい。 ・避難開始時間の算定に室面積でなく壁の周長が使われている。 ・煙またはガスの降下の計算において、従来の避難安全検証法では使われていなかった計算式が使われている。
2	技術的にかなり高度な内容となっているが、審査が建築確認の手続きの中で行われることを考えるともう少し理解しやすい内容でないか、審査担当者の適正な判断が難しくないか。
3	避難開始時間の算定に使われる室の壁の周長は今まで建築確認において審査の対象となっていない項目で、小さなアルコーブの扱いなど算定法に関する細かな基準を示す必要があると同時に、申請に添付する算定根拠資料の作成など非常に煩雑になると考えられる。
4	避難行動時間の算出で、従来の避難安全検証法は歩行時間と避難時間の和を、今回の告示は大きい方を取るということになっている。避難者の室内での偏在を想定すると、今回の算出法は実態より危険側の計算とならないか。また併存する二つの計算方法で想定する在館者の状況が異なるのは不合理でないか。
5	今回の告示の追加で、ルートBにおいて二つの計算方法が併存することになり、同じ空間の避難時間について二つの異なった結果が得られることになる。工学的に計算方法が異なれば異なった結果が出るのはごく当たり前のことであるが、ルートBという確認申請手続きに包含される手続きの中で違った結果が出る二つの計算方法が併存することは、申請する側にとっても審査する側にとっても解りにくく混乱をきたさないか。